

# 愛別町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 愛別町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成2年度 (26年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	16.12人/ha (H27末)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	本町の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業として1処理区である。		
処 理 場 数	本町の処理場数は、特定環境保全公共下水道事業の処理場が1箇所となっている。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	最適化は、本町の汚水処理については北海道が策定した都道府県汚水処理構想「全道みな下水道構想Ⅲ」に則った整備を実施しているため、現時点において最適化を図ったものとなっている。 広域化、共同化については実施されていない。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の下水道使用料は、平成19年度に改訂を行い、以下の料金体系となっている。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	種別		基本料金(1か月につき)		超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
			基本水量	料金	
	一般用の汚水		8m <sup>3</sup> まで	1,100円	160円
	営業用の汚水		20m <sup>3</sup> まで	2,800円	200円
	団体の汚水		20m <sup>3</sup> まで	2,800円	200円
	官公庁用の汚水		10m <sup>3</sup> まで	2,200円	200円
その他の使用料体系の 概要・考え方	臨時用の汚水		1m <sup>3</sup> まで	300円	—
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,020円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,551円
	平成26年度	3,020円		平成26年度	3,654円
	平成27年度	3,020円		平成27年度	3,664円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	損益勘定部門 1人(総務・管理部門)
事業運営組織	下水道事業を所管する建設課上下水道係においては、水道事業も所管しており、上下水道を一体的に効率的な管理運営を実施している。

#### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町では事業規模が小さく新たな整備を有していないため、包括的民間委託を行う内容の業務は現段階では無い。 処理場の日常運転管理や管路等の定期清掃や下水道管の詰まりなどの緊急時対応の際には、その都度民間委託により対応を図っている。
	イ 指定管理者制度	下水道事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業は、小規模であり処理水量や汚泥量が少ないため、本町単独でのエネルギー利用は採算が取れる技術は現段階ではない。 また、下水熱については、下水道管路施設からの下水熱利用が考えられるが、本町に布設された下水道管の管径は小さいため、現在の技術では下水熱利用は困難であるため未実施となっている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の下水道事業は、小規模であるため未利用土地・施設の活用等は見込まれない。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>事業開始当初の施設整備費及び設備投資にとる元利償還金が多額であり、使用料設定も公共性に鑑み適正な原価計算になっておらず、①収益的収支比率⑤経費回収率について低い数値となっています。</p> <p>また、⑧の水洗化率は類似企業と比較しても高いにも関わらず⑦施設利用率が低いことを鑑みると施設規模のスペックが過大に感じますが、規模を縮小してしまうと雨天時に処理しきれなくなるため、現状のような数値になっております。</p>
--

# 経営比較分析表

北海道 愛別町	業務名	業種名	事業名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	3,106	250.13	12.42
	資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	-	該当数値なし	62.10	1,919	1.17	1,640.17
	1か月20m <sup>3</sup> 当たり数量料金 (円)		3,252			

**グラフ凡例**  
 ■ 当該団体値 (当該値)  
 - 類似団体平均値 (平均値)  
 [ ] 平成26年度全国平均

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

事業開始当初の施設整備費及び設備投資額に占める元金償還金が多額であり、使用料精算も公益性に鑑み適正な価額計算になっておらず、①収益的収支比率⑤経費回収率について低い数値となっています。また、⑥の水洗化率は類似企業と比較しても高いにも関わらずの施設利用率が低いことを鑑み、処理施設のスペックが過大に設計されていますが、稼働を縮小してしまつたと同時に処理しきれなくなるため、現状のような数値になっております。

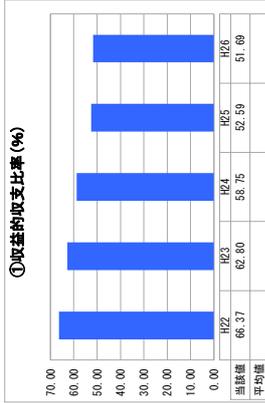
### 2. 老朽化の状況について

管理については昭和55年からコンクリート管及び埋管で整備を開始し、現在35年経過しており、今後長寿命化計画を立てて整備していく予定です。

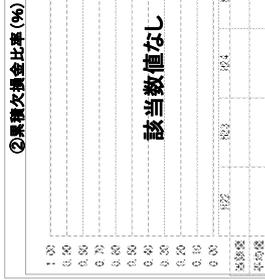
### 全体総括

⑥水洗化率については今後劇的に上がることは考えにくいため、①収益的収支比率を向上させるために、料金改定による料金収入のアップを検討していく予定です。また、終末処理場の維持管理等について費用を少しでも抑えることが出来なかが検討していきたいと思っております。

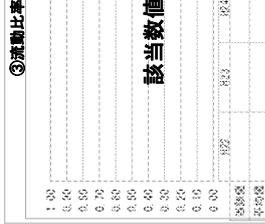
### 1. 経営の健全性・効率性



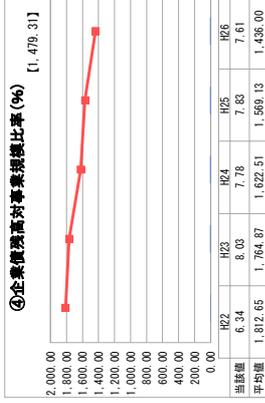
【単年度の収支】



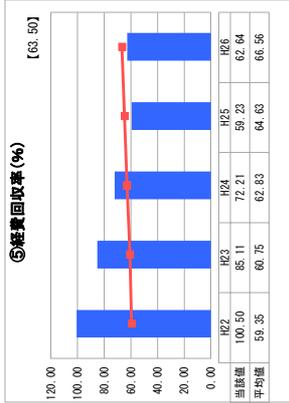
【累積欠損】



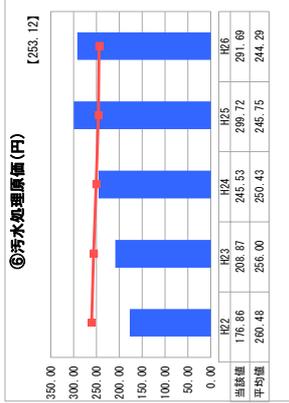
【支払能力】



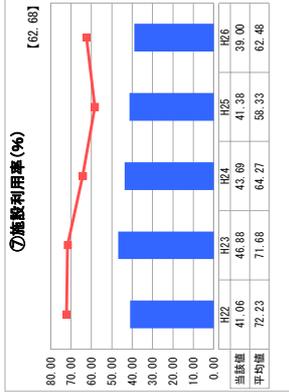
【債務残高】



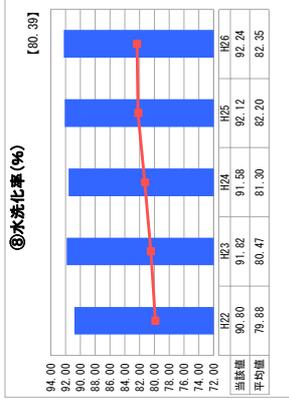
【料金水準の適切性】



【費用の効率性】



【施設の効率性】

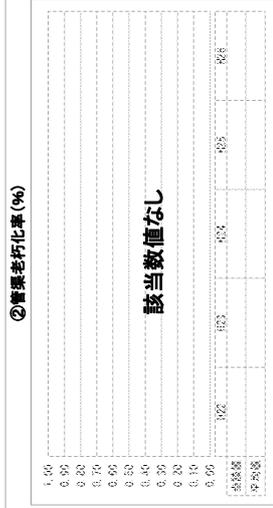


【使用料対象の補償】

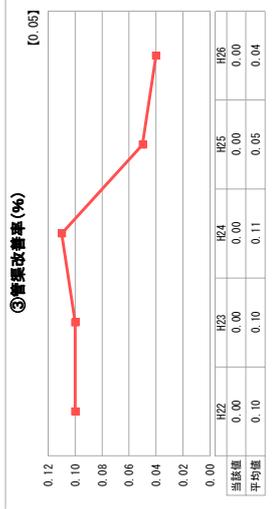
### 2. 老朽化の状況



【施設全体の減価償却の状況】



【営業の経年化の状況】



【営業の更新投資・老朽化対策の実施状況】

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業債比率及び営業改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

本町の下水道事業における経営の基本方針は、公営企業であることを鑑み、「地方財政法第6条」や「地方財政法施行令第46条」に示されている経営の原則に則ることを基本とし、本町の上位計画である「第10次愛別町振興計画(H27～H31)」に準じて、以下のとおりとする。

### 【経営の基本方針】

- ①効率的な改築更新を実施するための、将来の事業量を設定する。
- ②維持管理実績を踏まえた効率的な維持管理費を設定する。
- ③経費負担を明確化し、独立採算制を目指した経営とする。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

本町の下水道事業は、平成11年度に概ね整備が完了し、現在の整備率は約97%である。今後は、供用開始から26年が経過していることから、処理場施設の機械・電気設備の改築更新事業がメインとなる。計画期間中は、以下の投資を見込むものとする。

##### (1) 設計・調査

設計・調査として、H31・H36に事業計画の変更、H31・H32にストックマネジメント計画の策定、H33・34に耐震計画の策定を見込む。計画期間(H29～H38)の10年間で約50,000千円を見込む。

##### (2) 処理場施設の改築更新

処理場施設の改築更新事業として、老朽化した機械・電気設備について、長寿命化計画・ストックマネジメント計画に従い実施する。計画期間(H29～H38)の10年間で約536,900千円を見込む。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

本町の下水道事業の財源としては、下水道使用料収入、建設改良に伴う国庫補助金及び起債、一般会計繰入金及び資本費平準化債を見込む。

##### (1) 下水道使用料

下水道使用料は、現行の料金体系として、人口減少を見込み算出した。計画期間中(H29～H38)の10年間で約241,397千円を見込む。

##### (2) 国庫補助金

国庫補助金は、現行の補助率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。計画期間中(H29～H38)の10年間で約316,600千円を見込む。

##### (3) 起債

起債は、現行の充当率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。計画期間中(H29～H38)の10年間で約269,500千円を見込む。

また、資本費平準化債として、計画期間中(H29～H38)の10年間で約174,000千円を見込む。

##### (4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、H28の総務省通知の繰出基準を見込むほか、単年度の再収支が均衡するように基準外を繰り入れる。計画期間中(H29～H38)の10年間で約894,535千円を見込む。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の下水道事業の投資以外の経費としては、維持管理費を見込む。

##### (1) 管路施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約6,100千円を見込む。

##### (2) 処理場施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約376,072千円を見込む。

##### (3) その他維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約104,400千円を見込む。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収入	1 総収入	78,902	78,217	78,103	78,756	80,204	83,681	88,741	92,887	95,727	88,439	81,615	78,876	75,574
	(1) 営業収入	26,685	26,459	26,412	26,018	25,593	25,183	24,789	24,349	23,955	23,515	23,090	22,665	22,240
	了料収入	26,685	26,459	26,412	26,018	25,593	25,183	24,789	24,349	23,955	23,515	23,090	22,665	22,240
	イ受託工事収入													
	ウその他													
収益的支出	(2) 営業外収入	52,217	51,758	51,691	52,738	54,611	58,498	63,952	68,538	71,772	64,924	58,525	56,211	53,334
	ア他会社収入	52,217	51,758	51,691	52,738	54,611	58,498	63,952	68,538	71,772	64,924	58,525	56,211	53,334
	イその他													
	2 総費用	65,214	68,943	69,121	65,086	63,901	63,533	64,249	63,386	62,174	61,009	60,358	60,176	60,347
	(1) 営業費用	42,515	48,208	50,494	47,942	48,092	48,246	48,402	48,562	48,726	48,892	49,062	49,236	49,412
資本的収入	ア職員給与	8,367	8,483	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480
	うち退職手当													
	イその他	34,148	39,725	42,014	39,462	39,612	39,766	39,922	40,082	40,246	40,412	40,582	40,756	40,932
	(2) 営業外費用	22,699	20,735	18,627	17,144	15,809	15,287	15,847	14,824	13,448	12,117	11,296	10,940	10,935
	ア支払利息	22,699	20,735	18,627	17,144	15,809	15,287	15,847	14,824	13,448	12,117	11,296	10,940	10,935
資本的支出	うち一時借入金利息													
	イその他													
	3 収支差引(A)-(D)-(E)	13,688	9,274	8,982	13,670	16,303	20,148	24,492	29,501	33,553	27,430	21,257	18,700	15,227
	1 資本的収入	75,304	93,071	97,051	100,461	175,674	282,742	99,446	53,397	44,720	50,377	84,972	117,571	42,172
	(1) 地方法費平準化	48,200	51,800	56,600	57,800	89,200	132,600	46,000	20,100	11,500	11,200	27,500	40,900	6,700
(2) 他会計補助金	48,200	51,800	50,800	47,800	43,300	34,500	26,800	15,100	6,500					
(3) 他会計借入金	27,104	36,556	34,646	32,661	33,144	32,572	31,046	28,297	28,220	25,477	26,072	26,671	27,272	
資本的支出	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(都道府県)補助金		4,715	5,805	10,000	53,330	117,570	22,400	5,000	5,000	13,700	31,400	50,000	8,200
	(6) 工事負担金													
	(7) その他													
	2 資本的支出	87,938	103,007	106,038	114,131	191,977	302,890	123,938	82,898	78,273	77,807	106,229	136,271	57,399
(1) 建設改良費	505	9,938	11,610	20,000	99,310	215,890	41,700	10,000	10,000	25,000	59,000	91,000	15,000	
(2) 地方債償還金	87,433	93,069	94,428	94,131	92,667	87,000	82,238	72,898	68,273	52,807	47,229	45,271	42,399	
(3) 他会計長期借入金返還金														
(4) 他会計への繰出金														
(5) その他														
3 収支差引(F)-(G)	(I)	△12,634	△9,936	△8,987	△13,670	△16,303	△20,148	△24,492	△29,501	△33,553	△27,430	△21,257	△18,700	△15,227

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収支再差引	(E)+(I)	1,054	△ 662	△ 5										
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	1,260	2,314	1,652	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	2,314	1,652	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支黒字	(P)	2,314	1,652	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	52	48	48	49	51	56	61	68	73	78	76	75	74
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(G)	26,685	26,459	26,412	26,018	25,593	25,183	24,789	24,349	23,955	23,515	23,090	22,665	22,240
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)													
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	877,324	836,055	798,227	761,896	758,429	804,029	767,791	714,993	658,220	616,613	596,884	592,513	556,814
○他会計繰入金														

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		52,217	51,758	51,691	52,738	54,611	58,498	63,952	68,538	71,772	64,924	58,525	56,211	53,334
うち基準内繰入金		52,217	51,758	51,691	52,738	54,611	58,498	63,952	68,538	71,772	64,924	58,525	56,211	53,334
うち基準外繰入金														
資本的収支分		27,104	36,556	34,646	32,661	33,144	32,572	31,046	28,297	28,220	25,477	26,072	26,671	27,272
うち基準内繰入金		9,630	10,161	10,564	10,737	10,565	9,289	7,333	4,084	3,449				
うち基準外繰入金		17,474	26,395	24,082	21,924	22,579	23,283	23,713	24,213	24,771	25,477	26,072	26,671	27,272
合計		79,321	88,314	86,337	85,399	87,755	91,070	94,998	96,835	99,992	90,401	84,597	82,882	80,606

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については近隣市町村との連携が必要であるため、必要に応じて検討を実施する。最適化については、北海道が策定した都道府県汚水処理構想の「全道みな下水道構想Ⅲ」に準じた整備を行っており、見直し等が有った場合には速やかに対応する。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
その他の取組	本町の下水道事業の整備は、概ね完了しており、今後は改築更新が発生する見込みであり、ストックマネジメント/アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を行うものとする。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	本町では、定期的な下水道使用料の検討を行っており、必要に応じて改定を実施しているため、これまでどおりの対応を行うものとする。
資産活用による収入増加の取組について	本町の特定期環境保全公共下水道事業では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
職員給与に関する事項	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
動力費に関する事項	近年の電力料金の動向を踏まえて設定(年2%の上昇)をしているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
薬品費に関する事項	薬品費は、維持管理の年間業務委託に含まれているため、薬品費として計上していない。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
委託費に関する事項	委託費は、処理場の運転・維持管理を年間委託しており、処理規模に変更がないため、近年実績を考慮して同程度を見込むものとする。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として、毎年度の決算終了後に確認(実質収支)を行い、中間年度(平成33年度)には将来の見直しについても、大きく変更がないかを検証して、計画から大幅に乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施する。 また、計画期間中に地方公営企業法を適用した際には、会計方式が変更となるため、速やかに見直しを行うものとする。
---------------------	---